

第84回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご来場をお控えいただき、可能な限り書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。また、株主総会にご来場される株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただくとともに、会場において当社が講じる感染防止策にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

開催日時

2021年6月29日(火曜日)午前10時

開催場所

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号
当社本店

議決権行使期限

2021年6月28日(月曜日)午後5時15分

目次

● 第84回定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件	5
(添付書類)	
● 事業報告	11
● 連結計算書類	32
● 計算書類	35
● 監査報告書	39

株 主 各 位

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号

株式会社 奥 村 組

代表取締役社長 奥 村 太加典

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2021年6月29日(火曜日) 午前10時

2. 場 所

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 当社本店

3. 会議の目的事項

- 報告事項** 1. 第84期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第84期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時

2021年6月29日(火曜日)午前10時

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・節電のため、当日は会場の空調を控えめに設定し、軽装(クールビズ)で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

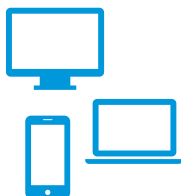


◎ 書面による議決権行使

行使期限

2021年6月28日(月曜日)午後5時15分到着分まで

- ・同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。



◎ インターネット等による議決権行使

行使期限

2021年6月28日(月曜日)午後5時15分まで

- ・議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)
- ・スマートフォン用議決権行使ウェブサイト「スマート行使」もご利用いただけます。
詳細は次ページをご参照ください。

- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

◎当社は、法令および当社定款第30条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

(1)連結計算書類の連結注記表

(2)計算書類の個別注記表

なお、上記書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト(<http://www.okumuragumi.co.jp/>)

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

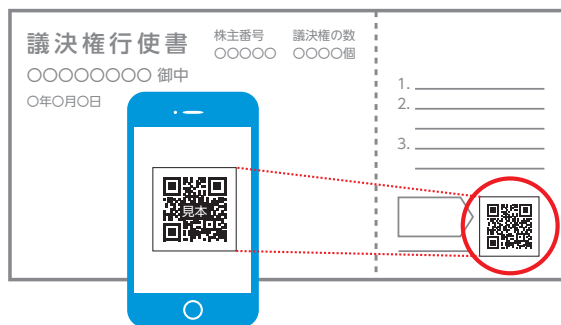
行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および
通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」した後、「パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

◆◆ ログイン ◆◆

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、
招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード

インターネットによる 議決権行使に関する お問合せ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、
下記にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 [受付時間 午前9時～午後9時]

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては経営上の最重要課題の一つと認識しており、当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、財務状況等を総合的に勘案して、連結総還元性向50%以上かつ連結配当性向30%以上（業績にかかわらず、かねてよりの安定配当1株当たり45円を下限とする）という株主還元の基本方針に基づき、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金103円 総額 3,896,129,809円

これにより、当期における年間配当金は、中間配当金37円と合わせて、1株につき140円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

2 剰余金の処分に関する事項

1. 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 9,700,000,000円

2. 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 9,700,000,000円

第2号議案 **取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件**

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、各候補者は当社の取締役として適任である旨の意見を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	再任 奥村 太加典	代表取締役社長	100% (13回 / 13回)
2	再任 水野 勇一	取締役 副社長執行役員 営業本部長	100% (13回 / 13回)
3	再任 小寺 健司	取締役 常務執行役員 土木本部長	100% (13回 / 13回)
4	再任 田中 敦史	代表取締役 常務執行役員 管理本部長	100% (13回 / 13回)
5	再任 大角 透	取締役 常務執行役員 西日本支社長	100% (10回 / 10回)
6	再任 金重 昌宏	取締役 常務執行役員 東日本支社長	100% (10回 / 10回)
7	新任 土屋 完	常務執行役員 建築本部長	—



●所有する当社株式の数

467,825株

●取締役会出席率

100% (13回/13回)

候補者番号

1

おく むら た か のり
奥村 太加典

(1962年3月15日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2001年4月	当社営業担当
1994年5月	当社関西支社次長	2001年12月	当社代表取締役社長(現任)
1994年6月	当社取締役		
1995年12月	当社東京支社営業部長		(重要な兼職の状況)
2001年4月	当社常務取締役		(一社)全国建設業協会 会長

取締役候補者とした理由

奥村太加典氏は、これまで代表取締役社長として、経営の陣頭指揮を通じて強力なリーダーシップを発揮しており、また、建設業の経営全般に精通していることから、候補者とさせていただきます。



●所有する当社株式の数

19,601株

●取締役会出席率

100% (13回/13回)

候補者番号

2

みず の ゆう いち
水野 勇一

(1953年7月22日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2010年6月	当社取締役 執行役員
2004年3月	当社名古屋支店土木工事部長	2014年4月	当社取締役 常務執行役員
2006年4月	当社東京支社土木工事第一部長	2014年4月	当社東日本支社長
		2015年4月	当社取締役 専務執行役員
2007年4月	当社東京支社土木統括部長	2020年4月	当社取締役 副社長執行役員(現任)
2008年10月	当社東日本支社副支社長 土木事業担当	2020年4月	当社営業本部長(現任)

取締役候補者とした理由

水野勇一氏は、東日本支社副支社長、東日本支社長、営業本部長などを歴任し、土木および営業部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

3 こ 寺 けん じ
小寺 健司

(1956年3月18日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4 月	当社入社	2016年 6 月	当社執行役員
2009年 4 月	当社西日本支社副支社長 土木事業担当	2017年 4 月	当社常務執行役員
2013年 6 月	当社執行役員	2017年 4 月	当社土木本部長(現任)
2014年 6 月	当社取締役 執行役員	2017年 6 月	当社取締役 常務執行役員 (現任)

●所有する当社株式の数

12,978株

●取締役会出席率

100% (13回/ 13回)

取締役候補者とした理由

小寺健司氏は、西日本支社副支社長、土木本部長などを歴任し、土木部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきました。



候補者番号

4 た なか あつ し
田中 敦史

(1959年6月5日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月	当社入社	2017年 4 月	当社取締役 常務執行役員
2004年 4 月	当社管理本部経理部長	2017年 4 月	当社管理本部長(現任)
2014年 6 月	当社取締役 執行役員	2017年 6 月	当社代表取締役 常務執行 役員(現任)
2014年 6 月	当社管理本部副本部長 兼経理部長		

●所有する当社株式の数

13,351株

●取締役会出席率

100% (13回/ 13回)

取締役候補者とした理由

田中敦史氏は、管理本部経理部長、管理本部副本部長、管理本部長などを歴任し、事務部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきました。



●所有する当社株式の数

7,271株

●取締役会出席率

100% (10回/10回)

候補者番号

5

おお すみ

大角

とおる

透

(1958年2月3日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2020年4月	当社常務執行役員
2013年3月	当社西日本支社関西支店 土木営業統括部長	2020年4月	当社西日本支社長(現任)
2017年4月	当社西日本支社九州支店長	2020年6月	当社取締役 常務執行役員 (現任)
2018年1月	当社執行役員		

取締役候補者とした理由

大角透氏は、西日本支社関西支店土木営業統括部長、西日本支社九州支店長、西日本支社長などを歴任し、土木および営業部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



●所有する当社株式の数

6,168株

●取締役会出席率

100% (10回/10回)

候補者番号

6

かね しげ

金重

まさ ひろ

昌宏

(1966年3月8日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2020年4月	当社常務執行役員
2015年4月	当社東日本支社東京支店 建築営業統括部長	2020年4月	当社東日本支社長(現任)
2019年4月	当社執行役員	2020年6月	当社取締役 常務執行役員 (現任)
2019年4月	当社東日本支社東京支店長		

取締役候補者とした理由

金重昌宏氏は、東日本支社東京支店建築営業統括部長、東日本支社東京支店長、東日本支社長などを歴任し、土木および営業部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



●所有する当社株式の数

5,055株

候補者番号

7

つちや
土屋

たもつ
完

(1959年2月8日生)

新任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2020年4月	当社執行役員
2012年4月	当社東日本支社建築原価部長	2020年4月	当社安全品質環境本部長
2018年4月	当社東日本支社建築原価部 原価担当部長	2021年4月	当社常務執行役員(現任)
2019年4月	当社安全品質環境本部 副本部長	2021年4月	当社建築本部長(現任)

取締役候補者とした理由

土屋完氏は、安全品質環境本部副本部長、安全品質環境本部長、建築本部長などを歴任し、建築部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大角透氏および金重昌宏氏の取締役会出席率は、2020年6月26日開催の第83回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会のみを対象としております。
3. 当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、当社は当該保険契約を継続して更新する予定であります。

以 上



ご参考

取締役会の構成

本総会において第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役会の構成は次のとおりとなります。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 村 太加典		(一社)全国建設業協会 会長
取 締 役	水 野 勇 一	副社長執行役員 営業本部長	
取 締 役	小 寺 健 司	常務執行役員 土木本部長	
代 表 取 締 役	田 中 敦 史	常務執行役員 管理本部長	
取 締 役	大 角 透	常務執行役員 西日本支社長	
取 締 役	金 重 昌 宏	常務執行役員 東日本支社長	
取 締 役	土 屋 完	常務執行役員 建築本部長	
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 寺 哲 夫		弁護士(小寺法律事務所代表) サムティ(株) 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	吉 村 晴 充		
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	八 代 浩 代		弁護士(飯野・八代法律事務所)
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	仁 尾 秀 師		税理士(仁尾税理士事務所代表)
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 原 健 二		公認会計士(西原公認会計士事務所代表)

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込むなか、経済活動の段階的な再開にともない総じて持ち直し基調に復したものの、同感染症の再拡大が足かせとなるなど、極めて厳しい状況が続きました。そのような中、建設業界においては、公共投資の底堅い推移や手持ち工事の進捗などに下支えされ、業績の激変は緩和された一方、企業収益の悪化等を背景に民間投資の抑制傾向が続くなど、厳しい競争環境に置かれました。

当社グループにおきましては、売上高は、前期に比べ2.5%減少した220,712百万円となりました。損益面では、土木事業および建築事業の売上総利益率が改善したこと等により、売上総利益は同8.2%増加した31,479百万円、営業利益は同11.8%増加した12,880百万円、経常利益は同11.3%増加した14,779百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同5.0%増加した10,285百万円となりました。

当社の部門別受注高・売上高・次期繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木事業	173,306	128,230	104,698	196,838
	建築事業	178,289	93,993	105,106	167,175
	計	351,595	222,224	209,805	364,014
不動産事業等		—	—	5,977	—
合 計		351,595	222,224	215,782	364,014

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は10,103百万円で、このうち、主なものは石狩バイオマス発電事業の発電設備に関するものであります。

3. 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と総額80億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はありません。

4. 対処すべき課題

わが国経済の先行きは、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなか、当面は依然として厳しい状況下で一進一退の展開が続くものと思われますが、政策効果や海外経済の改善を下支えに、緩やかながら持ち直し基調を辿ることが期待されています。建設業界においては、関連予算の執行により公共投資は堅調に推移すると見込まれますが、企業の設備投資の先行きが不透明であることなどから、楽観を許さない事業環境が続くものと思われます。

このような中、当社グループといたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底しつつ、建設業としての社会的使命を果たすため今後も事業を継続してまいり所存であり、「2030年に向けたビジョン」の実現を見据え、「企業価値の向上」、「事業領域の拡大」および「人的資源の活用」を事業戦略の基本方針とする「中期経営計画（2019～2021年度）」を推進しております。同中期経営計画においては、ESG/SDGsに関わる重要課題（マテリアリティ）として特定した「レジリエントなインフラ整備への貢献」、「環境に配慮した設計・施工」および「働き方改革の推進」に向けた方策を反映することで、事業活動とESG/SDGsに関わる取り組みを一体的に推進しております。

具体的には、建設事業において、防災・減災、国土強靱化やインフラ長寿命化など今後の需要増加が見込まれる分野の強化、ICTの活用等による生産性の向上に資する技術開発の推進、環境負荷低減対策や新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式への転換をはじめ多様化する顧客ニーズに応えるソリューション提案力の強化などに取り組んでまいります。不動産事業においては、優良なアセットへの投資および保有資産の最適管理による賃貸事業の拡大や、開発事業の取り組みを強化するとともに、リノベーションなど環境に配慮したストック活用にも取り組んでまいります。その他、収益基盤の多様化を目指し、PPP/コンセッションの推進や、再生可能エネルギー事業などの新規事業にも積極的に取り組むほか、施工実績のある地域を中心とした海外事業基盤の構築にも引き続き取り組んでまいります。また、工事所の4週8閉所の定着や所定外労働の削減などワーク・ライフ・バランスの実現に向け、業務プロセスのあり方を抜本的に見直すとともに、ダイバーシティの実現に向けた制度の充実などにも取り組んでまいります。

当社といたしましては、「2030年に向けたビジョン」の実現を見据え、全役職員一丸となって「中期経営計画（2019～2021年度）」を推進し、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいり所存でありますので、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

(1) 当社グループの財産および損益の状況の推移

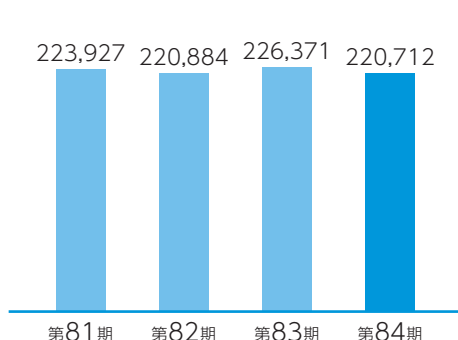
(単位 百万円)

区 分	第81期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第82期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第83期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第84期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高	223,927	220,884	226,371	220,712
親会社株主に帰属する当期純利益	15,163	12,314	9,795	10,285
1株当たり当期純利益	380円64銭	312円93銭	258円01銭	271円89銭
総資産	313,863	297,690	294,919	329,005
純資産	167,723	168,400	156,111	167,963

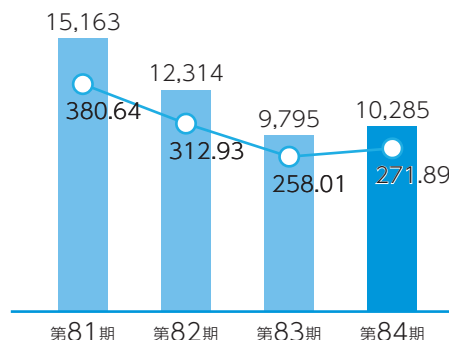
- (注) 1. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施したため、第81期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第82期の期首から適用しており、第81期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

売上高

(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円)



(2) 当社の財産および損益の状況の推移

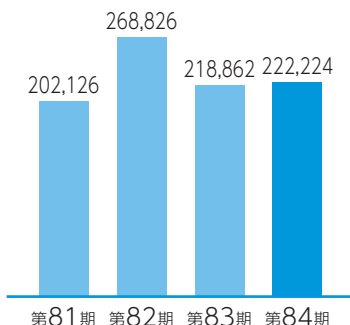
(単位 百万円)

区 分	第81期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第82期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第83期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第84期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
受 注 高	202,126	268,826	218,862	222,224
売 上 高	218,573	215,517	222,426	215,782
当 期 純 利 益	14,696	11,889	10,882	10,590
1株当たり当期純利益	368円91銭	302円13銭	286円65銭	279円97銭
総 資 産	305,303	288,629	279,608	306,430
純 資 産	162,203	162,972	151,511	164,553

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施したため、第81期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第82期の期首から適用しており、第81期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

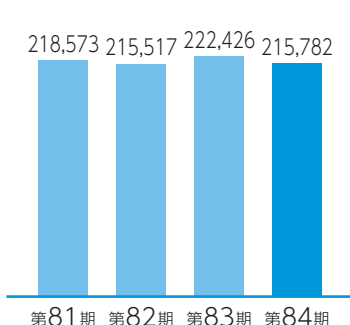
受注高

(百万円)

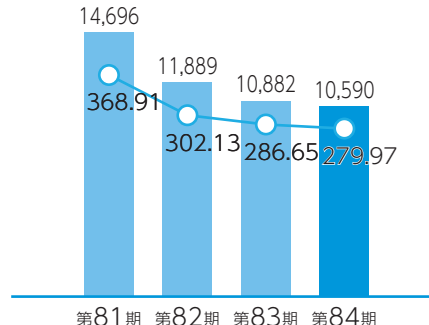


売上高

(百万円)



当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円)



6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
奥村機械製作株式会社	100 ^{百万円}	100.0 [%]	建設資機材等の製造・販売
太平不動産株式会社	20	100.0	不動産の斡旋・販売・賃貸他
石狩バイオエナジー合同会社	5	50.0	再生可能エネルギーによる 発電・電気販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の3社であります。

7. 主要な事業内容

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者として2017年11月30日国土交通大臣許可（特-29）第2200号の更新許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として2017年10月5日国土交通大臣免許（13）第1688号の更新免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

8. 従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
土 木 事 業	949 ^名	18 ^名
建 築 事 業	1,089 ^名	22 ^名
投 資 開 発 事 業	37 ^名	6 ^名
そ の 他	63 ^名	△1 ^名
合 計	2,138 ^名	45 ^名

(注) 投資開発事業には、不動産事業が含まれております。



(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,072 ^名	47 ^名	42.6 ^歳	16.6 ^年

9. 主要な営業所

(1) 当 社

本 社 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号
東京本社 東京都港区芝五丁目6番1号
支 社 東日本支社(東京都港区) 西日本支社(大 阪 市)
支 店 札幌支店(札幌市) 関西支店(大 阪 市)
東北支店(仙台市) 広島支店(広島市)
東京支店(東京都港区) 四国支店(高松市)
名古屋支店(名古屋市) 九州支店(北九州市)
技術研究所 (つくば市)

(2) 子 会 社

奥村機械製作株式会社(大 阪 市)
太平不動産株式会社(東京都港区)
石狩バイオエナジー合同会社(石 狩 市)

10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,457 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	4,000

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 96,000,000株
2. 発行済株式の総数（自己株式1,838,723株を含む） 39,665,226株
3. 株 主 数 14,658名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,154 ^{千株}	8.3 [%]
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,466	6.5
奥 村 組 従 業 員 持 株 会	1,703	4.5
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,335	3.5
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,224	3.2
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,214	3.2
住 友 不 動 産 株 式 会 社	1,210	3.2
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	792	2.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	643	1.7
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	591	1.6

(注) 1. 当社は自己株式1,838,723株を保有しておりますが、上記から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。



3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 村 太加典		(一社)全国建設業協会 会長
取 締 役	水 野 勇 一	営業本部長	
取 締 役	小 寺 健 司	土木本部長	
代 表 取 締 役	田 中 敦 史	管理本部長	
取 締 役	宮 崎 宏	建築本部長	
取 締 役	大 角 透	西日本支社長	
取 締 役	金 重 昌 宏	東日本支社長	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 寺 哲 夫	監査等委員会委員長	弁護士(小寺法律事務所代表) サムティ(株) 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	吉 村 晴 充		
取 締 役 (監 査 等 委 員)	八 代 浩 代		弁護士(飯野・八代法律事務所)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	仁 尾 秀 師		税理士(仁尾税理士事務所代表)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 原 健 二		公認会計士(西原公認会計士事務所代表)

- (注) 1. 2020年6月26日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、山口慶治氏は取締役を、阿部修二氏は取締役（監査等委員）をそれぞれ任期満了により退任いたしました。
2. 2020年6月26日開催の第83回定時株主総会において、大角透、金重昌宏の両氏が取締役に、西原健二氏が取締役（監査等委員）にそれぞれ選任され、就任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）小寺哲夫、八代浩代、仁尾秀師、西原健二の4氏は、社外取締役であります。
4. 取締役（監査等委員）小寺哲夫、八代浩代、仁尾秀師、西原健二の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 取締役吉村晴充氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人および内部監査部門と十分な連携を図ることなどにより、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選定しております。

6. 取締役（常勤監査等委員）吉村晴充氏は、長年にわたる経理部門の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役（監査等委員）仁尾秀師氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役（監査等委員）西原健二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は執行役員制度を導入しており、2021年3月31日現在の執行役員の役職および氏名は次のとおりであります。

*印は、取締役兼務であります。

副社長執行役員	（営業本部技術担当）	渡	辺	和	足
*副社長執行役員	（営業本部長）	水	野	勇	一
専務執行役員	（営業本部技術担当）	宮	元		均
専務執行役員	（投資開発事業本部長）	原	田		治
専務執行役員	（営業本部西日本統括）	飯	島	俊	荘
*常務執行役員	（土木本部長）	小	寺	健	司
*常務執行役員	（管理本部長）	田	中	敦	史
*常務執行役員	（建築本部長）	宮	崎		宏
常務執行役員	（西日本支社九州支店長）	林		裕	之
*常務執行役員	（西日本支社長）	大	角		透
常務執行役員	（営業本部副本部長）	吉	見	和	行
*常務執行役員	（東日本支社長）	金	重	昌	宏
常務執行役員	（営業本部技術担当）	大	西		亘
執行役員	（営業本部営業担当）	林		孝	憲
執行役員	（営業本部建築営業支援担当）	岩	倉	正	明
執行役員	（ICT統括センター長）	馬	郡	直	樹
執行役員	（西日本支社副支社長管理担当）	谷	口	裕	英
執行役員	（技術研究所長）	川	井	伸	泰
執行役員	（西日本支社関西支店長）	川	谷	澤	之
執行役員	（東日本支社副支社長）	安	井	義	則
執行役員	（土木事業担当）				
執行役員	（西日本支社副支社長）	小	西	邦	武
執行役員	（建築事業担当）				
執行役員	（西日本支社広島支店長）	菅		信	晴
執行役員	（東日本支社）				
執行役員	（中央新幹線神奈川県駅統括工事所長）	後	藤	靖	彦
執行役員	（安全品質環境本部長）	土	屋		完



執行役員	(東日本支社副支社長) (建築事業担当)	脇本義彦
執行役員	(西日本支社副支社長) (土木事業担当)	町田博紀
執行役員	(東日本支社東京支店長)	大熊一由
執行役員	(東日本支社副支社長管理担当)	松島弘幸
執行役員	(管理本部副本部長兼人事部長)	佐々木晃
執行役員	(営業本部技術担当)	中田峰示
執行役員	(東日本支社東北支店長)	檜木正成
執行役員	(東日本支社札幌支店長)	磯上晃一
執行役員	(西日本支社四国支店長)	角谷嘉泰
執行役員	(東日本支社名古屋支店長)	堀順一

10. 2021年4月1日付で次のとおり執行役員の異動がありました。

変更前				変更後			
小坂	肇	一		副社長執行役員	(営業本部営業担当)		
宮崎	宏	常務執行役員	(建築本部長)	常務執行役員	(本社建築事業担当)		
吉見	和行	常務執行役員	(営業本部副本部長)	常務執行役員	(営業本部副本部長兼万博・IR担当)		
土屋	完	執行役員	(安全品質環境本部長)	常務執行役員	(建築本部長)		
谷口	裕英	執行役員	(西日本支社副支社長管理担当)	執行役員	(安全品質環境本部長)		
松島	弘幸	執行役員	(東日本支社副支社長管理担当)	執行役員	(西日本支社副支社長管理担当)		
佐々木	晃	執行役員	(管理本部副本部長兼人事部長)	執行役員	(管理本部副本部長)		
古澤	浩司	監査室長		執行役員	(業務改革推進プロジェクトリーダー)		

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務を執行しない取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・業務を執行しない取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定は、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立社外取締役を委員に含む経営委員会（指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会の機能を併せ持つ）の審議を経て、取締役会において決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、職責等を踏まえた適正な水準とすること、ならびに業績および企業価値の向上を図るためのインセンティブとなる報酬体系とすることを基本とし、定額報酬と業績連動報酬（賞与）により構成することとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬のうち、定額報酬については、身分および役位ごとにその責任や役割等に応じた報酬テーブルを策定し、同テーブルに基づいて支給額を決定のうえ毎月支給することとしております。また、中長期的な業績を反映させ、経営者意識の高揚に資する観点から、定額報酬に自社株式の取得を目的とした支給項目を設け、役員持株会に毎月拠出することにより、自社株式を購入することとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬のうち、業績連動報酬等については、算定基準を策定し、一定の支給条件を満たした場合に、予め取締役会で決定した業績指標の目標値に対する達成度と連動させて支給額を決定のうえ毎年7月に支給することとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しており、独立的な立場から経営監督機能を果たすことや、職務が直接業績と連動しないことを踏まえ、定額報酬のみ支給することとしております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第79回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億円以内に定め、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は取締役会の決議によること、監査等委員である取締役の報酬額を年額6,000万円以内に定め、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は5名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長 奥村太加典および代表取締役常務執行役員管理本部長 田中敦史の両氏がその具体的内容の決定について委任を受けており、その権限の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方法ならびに報酬等の額の決定としております。代表取締役に当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の身分および役位ごとの責任や役割等に応じた評価ならびに配分を行うには代表取締役が最も適していると考えているからであります。また、代表取締役により当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役の協議により策定した、定額報酬に係る報酬テーブルおよび業績連動報酬等に係る算定基準については、透明性の観点から、その内容を取締役会に報告することとし、業績連動報酬等の総額（代表取締役の協議により策定した算定基準に基づく個人別の報酬額の合計）については、その適正性を担保するため、独立社外取締役を委員に含む経営委員会の審議を経たうえ、取締役会の決議を得ることとしており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く)	8 名	170 百万円	45 百万円	— 百万円	215 百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	6 名 (5)	49 百万円 (30)	— 百万円 (—)	— 百万円 (—)	49 百万円 (30)
合 計	14 名	219 百万円	45 百万円	— 百万円	264 百万円

- (注) 1. 上記には、2020年6月26日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対する報酬等を含んでおります。
2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は「連結営業利益」ならびに「受注高」であり、また、当該業績指標を選定した理由は当該事業年度の業績ならびに将来の業績への貢献度を判断するうえでそれぞれ客観的な業績指標と考えられるためであります。業績連動報酬等の額は、当該業績指標について、予め取締役会で決定した目標値に対する達成度と連動させて算定しており、当該業績指標の目標値を達成した場合の標準的な割合が報酬額全体の20%となるように設定し、達成度に応じて一定の範囲内で変動することとしております。なお、当事業年度における「連結営業利益」ならびに「受注高」の実績はそれぞれ12,880百万円、222,224百万円となりました。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）小寺哲夫氏の兼職先である小寺法律事務所およびサムティ(株)と当社の間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）八代浩代氏の兼職先である飯野・八代法律事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）仁尾秀師氏の兼職先である仁尾税理士事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）西原健二氏の兼職先である西原公認会計士事務所と当社の間には特別の関係はありません。



(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役(監査等委員)	小 寺 哲 夫	独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たすことが期待されているところ、当事業年度開催の取締役会13回、監査等委員会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行うなど、業務執行の適法性および経営判断の妥当性確保に資する助言等を通じて、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	八 代 浩 代	独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たすことが期待されているところ、当事業年度開催の取締役会13回、監査等委員会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行うなど、業務執行の適法性および経営判断の妥当性確保に資する助言等を通じて、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	仁 尾 秀 師	独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たすことが期待されているところ、当事業年度開催の取締役会13回、監査等委員会13回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行うなど、業務執行の適正性および経営判断の妥当性確保に資する助言等を通じて、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	西 原 健 二	独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たすことが期待されているところ、取締役(監査等委員)就任以降に開催された取締役会10回、監査等委員会10回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行うなど、業務執行の適正性および経営判断の妥当性確保に資する助言等を通じて、経営の監督機能を適切に果たしております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

54百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

59百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、経理部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況の相当性、報酬見積の算定根拠などを検討した結果、有限責任監査法人トーマツの報酬等について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識会計基準の適用による会計方針の検討に関する助言・指導についての対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等適正な会計監査ができないと認められる場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

I. 基本的な考え方

当社は、絶えず変動する経営環境の中で、企業として社会的責任を果たしつつ、事業にともなうリスクを管理し収益を上げていくため、内部統制システムの適切な整備、運用を図ることとする。

II. 基本方針

＜取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制＞

- ① 取締役会は、法令、定款および取締役会規程の定めるところに従い、会社の業務執行方針を決定し、日常の取締役および執行役員の業務執行を監督する。
- ② 取締役会における意思決定、取締役、執行役員および職員の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するため、適宜、弁護士、公認会計士等の専門家の確認、助言を得る。
- ③ コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、取締役会および代表取締役の意思決定、業務執行における諮問機関として弁護士を加えたコンプライアンス委員会を設置し、取締役中より委員長を選任する。
- ④ 独占禁止法の遵守徹底を図るため、社外有識者を招聘した談合防止専門委員会をコンプライアンス委員会の下に設置し、同法違反防止策の立案ならびにその妥当性および有効性を検証ないし確保する。
- ⑤ コンプライアンスの浸透、定着を図り、会社組織の業務執行の適正性を確保するため、経営理念、企業行動規範に基づく「コンプライアンスに関する基本規程」ほか関連規程を整備、運用するとともに、内部監査部門によるモニタリングを適時実施する。
- ⑥ 代表取締役は、反社会的勢力との関係遮断をはじめ、コンプライアンスの徹底を図るため、社内における教育、啓蒙活動に注力する。
- ⑦ 「社内通報規程」に則り、社内および弁護士事務所内に設置する窓口へ寄せられた通報に対し迅速かつ厳正に対処する。

＜取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制＞

- ① 取締役の職務の執行に係る情報について、法令および規則等に則り作成、保存のうえ、取締役、会計監査人等が適時閲覧できるよう管理する。
- ② 統合マネジメントシステムの運用ならびに内部監査部門によるモニタリングを通じ、法定書類等の保存期間、意思決定に係る稟議書類の整理、保管状況等の検証を行う。
- ③ 情報資産を紛失、盗難、破壊、不正アクセス等の脅威から守ることに加え、個人情報保護するため、情報セキュリティポリシーおよび個人情報保護ポリシー等に基づき管理を行う。
- ④ 株主、投資家に対し適時、正確かつ公平な情報を提供するため、情報取扱責任者およびIRチームは、ディスクロージャーポリシーに則り、情報内容を検証のうえ、所定の手続きを経て開示する。

＜損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞

- ① 財務報告に係る内部統制が有効に機能することを確保するため、財務報告の基本方針に則り、システムの継続的な見直しを行う。
- ② 自然災害発生時の対応マニュアルおよびクライシスコミュニケーションマニュアル等の整備、運用、さらには事業継続計画（BCP）の継続的な改善に取り組み、損失の拡大を防止する。
- ③ 事業に重大な影響を与えるリスクを日常から把握し、必要な対策を講じるため、リスクマネジメント体制の継続的な見直しを行うとともに、リスクが顕在化した場合は、迅速かつ適切な対応を行う。

＜取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制＞

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会による意思決定の迅速化、執行役員による業務執行の強化を図る。
- ② 代表取締役を中核とする経営委員会を設置し、取締役会に対する付議事項、および取締役会の専決とされているもの以外の会社の業務執行に関する事項を審議、決定する。
- ③ 取締役会は経営理念のもと経営目標および事業計画等を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向け職務を遂行し、取締役会がその執行状況等を監督する。
- ④ 事業環境に適したガバナンス体制を維持するため、組織および業務の継続的な見直しを行う。



＜当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＞

- ① 当社における内部統制の基本的な考え方および取り組みがグループ全体に常に浸透するよう、当社内部監査部門が中心となり子会社に対する監査、指導を行う。
- ② 当社監査等委員会は、必要に応じ子会社に対して事業の報告を求め、またはその子会社の業務および財産の状況を調査する。
- ③ 子会社の取締役、監査役に当社の執行役員または職員を派遣し、業務執行状況を監視、監督するとともに、当社内部監査部門は、子会社を監査対象に含め、その監査結果につき適時当社の取締役会、代表取締役および監査等委員会に報告する。

＜監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項＞

- ① 監査等委員会の職務の遂行を補助する、専任および兼任の担当者を内部監査部門に置く。
- ② 内部監査部門に配置する担当者については、業務執行部門が推薦し、監査等委員会の了承を事前に得る。監査等委員会から当該担当者の人事に関する要求があった場合には、これに応じる。
- ③ 内部監査部門は、その独立を確保するため業務執行部門から一線を画するとともに、所属職員の目標管理、人事考課等については監査等委員会の確認を得る。
- ④ 監査等委員会より指示を受けた内部監査部門に所属する担当者は、その指示の実行に際して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けず、結果の報告については監査等委員会に対してのみ行う。

＜監査等委員会への報告に関する体制＞

- ① 代表取締役は、業務執行に関する方針等について監査等委員会と意見を交換する場を設ける。
- ② 監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に資するため、経営委員会その他重要会議に監査等委員の出席を求める。
- ③ 監査等委員会の求めに応じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および職員は、職務の執行状況を報告し、重要な決裁書類等を開示するとともに、本社、支社店等および子会社における業務および財産の状況を調査し、報告する。
- ④ コンプライアンス委員会において内部統制システムの実効性にかかる審議、コンプライアンス違反行為もしくは社内通報に関する審議等を行った場合、監査等委員会に対し、その内容について内部監査部門を通じ報告する。
- ⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員または職員が会社および子会社に著しい損害を及ぼす事実、もしくは職務の執行に関し重大な法令、定款違反の行為を知ったときは、直ちに監査等委員会に報告する。

- ⑥ 監査等委員会に報告をした者に対し、社内通報規程を準用し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。

＜監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞

- ① 監査等委員会の職務に資するため、内部監査部門は、監査方針および監査計画等について監査等委員会と協議するほか、内部監査結果について適時報告する。
- ② 監査等委員会と会計監査人との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を設ける。
- ③ 監査等委員会が財務状況および損益状況等を適時モニタリングできる環境を提供するため、ERP基幹系システム等の継続的な見直しを行う。
- ④ 監査等委員5名のうち4名を社外取締役とすることにより、経営の健全性、透明性を確保する。
- ⑤ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用に関しては、当社が負担し、また前払に应じる。

Ⅲ. 運用状況の概要

(1) 取締役および使用人の職務の執行について

取締役会は、取締役12名で組織しており、原則として毎月1回の取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜取締役会を開催し、中期経営計画をはじめ経営に関する重要事項について意思決定しています。なお、経営監督機能の強化を図るため、独立社外取締役4名を選任しています。

取締役会の専決事項以外の業務執行に関する重要事項、ならびに取締役会に対する付議事項について審議、決定する経営委員会（代表取締役、および取締役会において選定する委員で組織する。指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会の機能を併せ持つ）の委員に独立社外取締役を加え、運営の透明性を高めています。なお、当事業年度は、経営委員会を13回開催しています。

内部統制機能の強化および運用状況の検証を図るため、会計監査を担当する監査室とその他業務執行全般の監査を担当するコンプライアンス室が連携して内部監査に当たる体制を採っており、その監査結果については、適時、取締役会、経営委員会、代表取締役および監査等委員会に報告され、意思決定および業務執行ならびに経営監視に反映するようにしています。

関係法令等の遵守を監視するため、独立社外取締役、営業本部長、土木本部長、建築本部長および管理本部長に加えて人事部長、弁護士ならびに内部監査部門の責任者である監査室長およびコンプライアンス室長で構成するコンプライアンス委員会を設置し、役職員の指導、教育に努めています。なお、当事業年度は、コンプライアンス委員会を7回開催しています。

コンプライアンスの浸透、定着を図るため、「コンプライアンスに関する基本規程」に加え、公益通報者保護法に対応した「社内通報規程」のほか、「暴力団等対応マニュアル」等を整備するとともに、これらの要約版として、業務遂行上の行動規範およびそれを実現するための手法、手段および法令等の根拠を明記した「コンプライアンスの標」を全役職員に周知および必要に応じて直接配布のうえ教育研修を実施しています。また、代表取締役は、コンプライアンスの徹底を図るため、社内における教育、啓蒙活動に注力しています。なお、当事業年度は、「パワーハラスメントの防止について」、「施工体制適正化」をテーマとした研修を実施しています。

(2) 損失の危険の管理について

財務報告の基本方針に則り、財務報告に係る内部統制の適切な整備、運用を図っています。また、取締役会による監督や内部監査部門による内部監査等を通じて、財務報告に係る内部統制の有効性を検証、評価し、必要に応じてシステムの継続的な見直しを行っています。

ステークホルダーの判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業等のリスクを特定し、それに対する営業、土木、建築、管理、投資開発事業および安全品質環境の各部門の取り組み状況をコンプライアンス室において定期的に確認、検証し、代表取締役に報告のうえ、留意点を社内に通知することにより、リスクの顕在化防止に努めています。

これまでに培ってきた災害対応のノウハウをもとに、事業継続計画（BCP）を構築しており、継続的な見直しと定期的な訓練、検証により実効性の強化を図っています。

(3) 監査の実効性の確保について

監査等委員会設置会社制度（監査等委員である取締役5名）を採用しており、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選任しています。監査等委員会は、常勤の監査等委員1名のほか、独立社外取締役4名で組織し、委員長は社外取締役から選出しています。

常勤の監査等委員が行う経営全般にわたる監査状況については、監査等委員会において毎月報告がなされ、各監査等委員が確認、審査する体制を採っています。

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議への出席、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等からその職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧ならびに代表取締役との面談を通じ意見表明を行い、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じグループ会社に対しても事業の報告を求めています。

監査等委員会は、内部監査部門である監査室（３名）およびコンプライアンス室（８名）との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議し、情報や意見を交換する場を毎月設けているほか、内部監査部門が行った内部監査結果について適時報告を受けています。

監査等委員会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を設けているほか、情報や意見の交換も適時実施しています。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	187,095
現金預金	21,613
受取手形・完成工事未収入金等	143,421
有価証券	122
販売用不動産	714
未成工事支出金	4,873
不動産事業支出金	3,376
仕掛品	895
材料貯蔵品	81
その他	12,148
貸倒引当金	△153
固定資産	141,910
有形固定資産	67,814
建物・構築物	15,759
機械・運搬具及び工具器具備品	1,679
土地	34,405
リース資産	1
建設仮勘定	15,968
無形固定資産	1,160
のれん	437
その他	722
投資その他の資産	72,934
投資有価証券	67,342
長期貸付金	129
退職給付に係る資産	4,973
繰延税金資産	4
その他	2,453
貸倒引当金	△1,968
資産合計	329,005

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	124,181
支払手形・工事未払金等	47,038
短期借入金	7,459
リース債務	0
未払法人税等	4,522
未成工事受入金	15,713
預り金	24,562
完成工事補償引当金	462
賞与引当金	3,301
役員賞与引当金	51
工事損失引当金	863
資産除去債務	83
その他	20,122
固定負債	36,859
長期借入金	7,113
ノンリコース借入金	16,228
リース債務	1
繰延税金負債	12,430
資産除去債務	88
その他	996
負債合計	161,041
純資産の部	
株主資本	136,902
資本金	19,838
資本剰余金	26,240
利益剰余金	95,460
自己株式	△4,636
その他の包括利益累計額	32,234
その他有価証券評価差額金	30,957
繰延ヘッジ損益	△475
退職給付に係る調整累計額	1,752
非支配株主持分	△1,173
純資産合計	167,963
負債純資産合計	329,005

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	209,805	
不動産事業等売上高	10,907	220,712
売上原価		
完成工事原価	182,729	
不動産事業等売上原価	6,502	189,232
売上総利益		
完成工事総利益	27,075	
不動産事業等総利益	4,404	31,479
販売費及び一般管理費		18,599
営業利益		12,880
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	1,180	
受取和解金	362	
投資事業組合運用益	258	
その他	479	2,313
営業外費用		
支払利息	366	
支払手数料	47	
その他	0	414
経常利益		14,779
特別利益		
投資有価証券売却益	429	
その他	1	430
特別損失		
投資有価証券評価損	145	
固定資産除却損	164	
その他	0	310
税金等調整前当期純利益		14,899
法人税、住民税及び事業税	5,802	
法人税等調整額	△550	5,251
当期純利益		9,648
非支配株主に帰属する当期純損失		637
親会社株主に帰属する当期純利益		10,285



連結株主資本等変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位 百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	19,838	26,248	105,554	△19,761	131,880
当期変動額					
剰余金の配当			△5,258		△5,258
親会社株主に帰属する当期純利益			10,285		10,285
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式の消却		△8	△15,121	15,129	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△8	△10,094	15,124	5,022
当期末残高	19,838	26,240	95,460	△4,636	136,902

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	23,233	46	1,364	24,644	△413	156,111
当期変動額						
剰余金の配当						△5,258
親会社株主に帰属する当期純利益						10,285
自己株式の取得						△4
自己株式の処分						0
自己株式の消却						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,723	△521	387	7,590	△760	6,829
当期変動額合計	7,723	△521	387	7,590	△760	11,852
当期末残高	30,957	△475	1,752	32,234	△1,173	167,963

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	183,644	流動負債	123,046
現金預金	21,179	支払手形	1,113
受取手形	4,598	工事未払金	44,800
完成工事未収入金	136,789	短期借入金	9,132
有価証券	122	リース債務	0
販売用不動産	714	未払法人税等	4,325
未成工事支出金	4,961	未成工事受入金	15,653
不動産事業支出金	3,376	預り金	23,966
材料貯蔵品	6	完成工事補償引当金	441
その他	12,048	賞与引当金	3,227
貸倒引当金	△153	役員賞与引当金	45
固定資産	122,785	工事損失引当金	863
有形固定資産	45,433	資産除去債務	15
建物・構築物	14,498	仮受消費税等	16,118
機械・運搬具	1,181	その他	3,343
工具器具・備品	394	固定負債	18,830
土地	29,349	長期借入金	7,113
リース資産	1	リース債務	1
建設仮勘定	8	繰延税金負債	11,581
無形固定資産	714	資産除去債務	87
投資その他の資産	76,638	その他	46
投資有価証券	66,597	負債合計	141,877
関係会社株式・関係会社出資金	1,215	純資産の部	
長期貸付金	5,970	株主資本	133,755
前払年金費用	2,448	資本金	19,838
その他	2,381	資本剰余金	25,322
貸倒引当金	△1,974	資本準備金	25,322
資産合計	306,430	利益剰余金	93,231
		利益準備金	4,959
		その他利益剰余金	88,271
		新事業開拓事業者投資損失準備金	133
		固定資産圧縮積立金	3,631
		別途積立金	90,300
		繰越利益剰余金	△5,793
		自己株式	△4,636
		評価・換算差額等	30,798
		その他有価証券評価差額金	30,798
		純資産合計	164,553
		負債純資産合計	306,430



損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位 百万円）

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	209,805	
不動産事業等売上高	5,977	215,782
売上原価		
完成工事原価	182,920	
不動産事業等売上原価	2,674	185,595
売上総利益		
完成工事総利益	26,884	
不動産事業等総利益	3,302	30,186
販売費及び一般管理費		17,102
営業利益		13,084
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,515	
受取和解金	362	
その他	733	2,610
営業外費用		
支払利息	200	
支払手数料	29	
その他	0	230
経常利益		15,464
特別利益		
投資有価証券売却益	429	
その他	1	430
特別損失		
投資有価証券評価損	145	
固定資産除却損	160	
その他	0	306
税引前当期純利益		15,589
法人税、住民税及び事業税	5,560	
法人税等調整額	△561	4,998
当期純利益		10,590

株主資本等変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位 百万円）

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
						新事業開 拓事業者 投資損失 準備金	固定資産 圧縮積立 金	固定資産 圧縮特別 勘定積立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	19,838	25,322	8	25,330	4,959	161	3,670	0	84,800	9,427	103,019
当期変動額											
別途積立金の積立									5,500	△5,500	－
剰余金の配当										△5,258	△5,258
当期純利益										10,590	10,590
自己株式の取得											
自己株式の処分			△0	△0							
自己株式の消却			△8	△8						△15,121	△15,121
新事業開拓事業者投資 損失準備金の積立						133				△133	－
新事業開拓事業者投資 損失準備金の取崩						△161				161	－
固定資産圧縮積立金の 積立							0			△0	－
固定資産圧縮積立金の 取崩							△39			39	－
固定資産圧縮特別勘定 積立金の取崩								△0		0	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	△8	△8	－	△28	△38	△0	5,500	△15,220	△9,788
当期末残高	19,838	25,322	－	25,322	4,959	133	3,631	－	90,300	△5,793	93,231



(単位 百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△19,761	128,427	23,083	23,083	151,511
当期変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△5,258			△5,258
当期純利益		10,590			10,590
自己株式の取得	△4	△4			△4
自己株式の処分	0	0			0
自己株式の消却	15,129	—			—
新事業開拓事業者投資 損失準備金の積立		—			—
新事業開拓事業者投資 損失準備金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の 積立		—			—
固定資産圧縮積立金の 取崩		—			—
固定資産圧縮特別勘定 積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			7,714	7,714	7,714
当期変動額合計	15,124	5,327	7,714	7,714	13,041
当期末残高	△4,636	133,755	30,798	30,798	164,553

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 奥 村 組
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 生越 栄美子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社奥村組の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社奥村組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 奥 村 組
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 生越 栄美子 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 城 卓 男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社奥村組の2020年4月1日から2021年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社 奥村組 監査等委員会

監査等委員 小寺 哲 夫[㊞]

常勤監査等委員 吉村 晴 充[㊞]

監査等委員 八代 浩 代[㊞]

監査等委員 仁尾 秀 師[㊞]

監査等委員 西原 健 二[㊞]

(注) 監査等委員 小寺哲夫、八代浩代、仁尾秀師および西原健二の4名は、社外取締役であります。

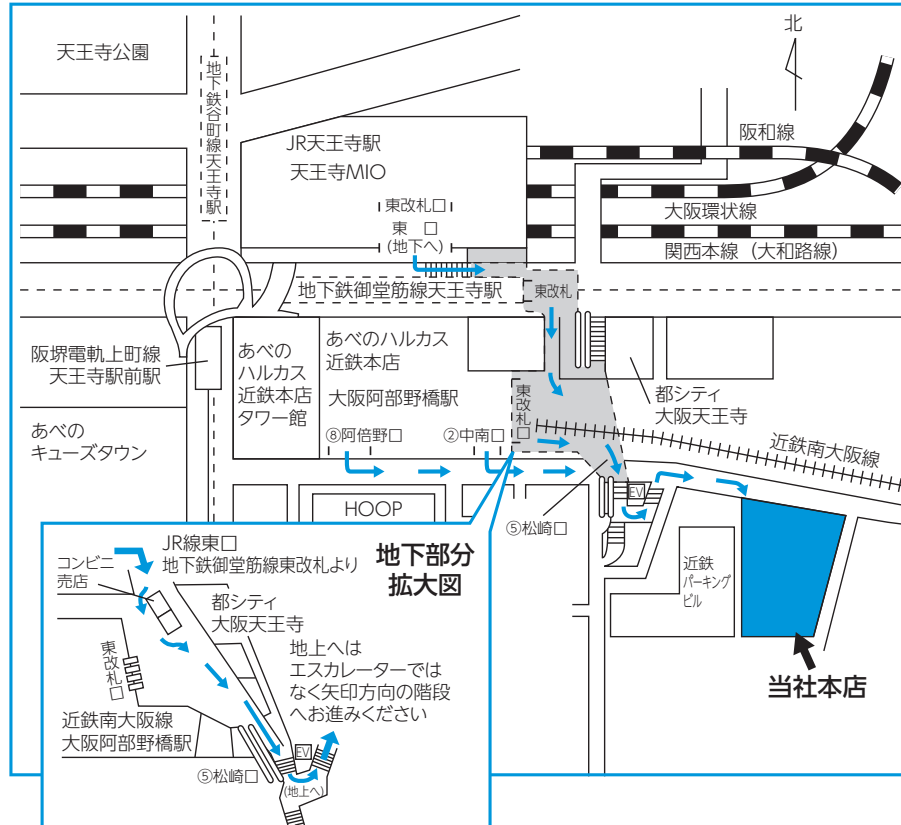
以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内

会場 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 株式会社奥村組本店

電話 (06)6621-1101 (代表)



交通

J R 天 王 寺 駅 … 東口より徒歩5分

地下鉄御堂筋線天王寺駅 … 東改札より徒歩3分

近鉄南大阪線大阪阿部野橋駅 … 東改札口より徒歩3分

